

広島県告示第九百二十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、昭和五十九年三月二十九日広島県告示第三百十五号で指定した急傾斜地崩壊危険区域のうち、堀越六地区を廃止する。

令和二年八月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦